

秋田市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月1日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第30号

秋田市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

秋田市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成9年秋田市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第9条中「の届出書」を「（省令第5条の10の12において読み替えて準用する場合を含む。）の届出書」に改める。

第17条の見出し中「市町村の設置に係る」を削り、同条中「の規定」を「および法第9条の3の3第1項の規定」に改める。

第18条中「又は第8項」を「もしくは第8項、法第9条の3の3第1項又は同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第8項」に改める。

第19条の見出し中「市町村の設置に係る」を削り、同条中「の届出書」を「（省令第5条の10の10において読み替えて準用する場合を含む。）の届出書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。